

茨城県感染症予防計画（案）に関する意見の概要及び県の考え方

1 意見募集期間

令和6年2月5日（月）～令和6年2月26日（月）の22日間

2 意見数

2件（提出者数：1人）

3 意見の概要

意見の対象	意見要旨	意見に対する県の考え方
第1 感染症の発生の予防のための施策の推進についての基本的な考え方 2 諸計画との整合	健康危機対処計画（感染症編）や結核予防計画等の関連した計画との上下関係が分かるようにするべき。	該当箇所内に、以下追記いたしました。 ○本計画は（中略）茨城県保健医療計画と整合を図るとともに、 <u>本計画の基本的な考え方に即しながら</u> 、（中略）茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画、（中略）健康危機対処計画（感染症編）、結核予防計画などの県の感染症の予防のための施策に関する計画など、関係する諸計画と整合を図る。
第13 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項 3 その他の方策	外国人への説明はパンフレットのみでは不十分であるため、保健所や市町村保健センターにおいてもICTに対応する必要があり、情報システムや産業技術関連の部署等と協力するべき。	該当箇所内に、以下追記いたしました。 ○また、 <u>ICTの活用や</u> 、保健所等の窓口感染症対策について外国語で説明したパンフレットを備えるなど、住民の多様化を意識した情報提供に努める。